

土器川流域学識者会議規約を次のように定める。

平成22年10月20日

四国地方整備局長

土器川流域学識者会議規約

(趣 旨)

第1条 土器川水系河川整備計画を策定するにあたり「土器川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づきそれぞれの立場から四国地方整備局長（以下「局長」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に土器川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

(構 成)

第2条 委員は、土器川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

2 学識者会議は、委員7名で構成する。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 議長は、学識者会議の議事を進行する。

3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、香川河川国道事務所に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。

2 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(雑 則)

第 7 条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、
局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

この規約は、平成 22 年 月 日から施行する。